

# なぜ、氏名の 振り仮名が 記載されるの？



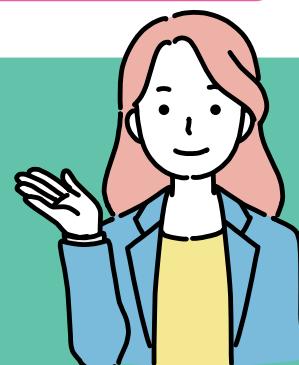
今まで、氏名の振り仮名は戸籍に記載されておらず、法律上の根拠がありませんでした。

戸籍に氏名の振り仮名が記載されることで、以下の効果が期待されます。

行政のデジタル化基盤整備の促進

本人確認情報としての利用

各種規制の潜脱行為の防止



## 戸籍に氏名の振り仮名が記載されるまでの流れ

### ①改正戸籍法の施行（令和7年5月26日を予定）

この施行の日以降、届出をした方について、振り仮名が記載されます。

### ②記載する予定の振り仮名の通知（①の日以降）

本籍地から、住民票に記載されている振り仮名情報等を参考に、③で記載する予定の振り仮名を通知します。

### ③市区町村長による振り仮名の記載（①の日から1年後）

①の日から1年以内に届出がなかった場合、  
②で通知した氏名の振り仮名が戸籍に記載されます。

### 氏名の振り仮名を変更するには

氏名の振り仮名について、家庭裁判所の許可を得て届出をすることにより、戸籍に記載された振り仮名を変更することができます。ただし、③の方法で振り仮名が記載された場合、一度に限り、家庭裁判所の許可を得ずに変更の届出をすることができます。

制度の詳細はこちら 戸籍 振り仮名

法務省民事局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話：03-3580-4111（代表）

戸籍に氏名の  
振り仮名が  
記載されるよう  
なります。



法務省民事局

もう少し  
詳しく!

こせきふ  
がな

# 戸籍振り仮名制度、まるわかり Q&A

## Q1 いつから始まるの?

A1

令和7年(2025年)5月26日  
を予定しています。



## Q2 どうやって戸籍に氏名の 振り仮名が記載されるの?

A2

制度開始以後、出生や帰化等によって新たに戸籍が作成される方については、その際に届け出られる出生届や帰化届等の届出時に併せて振り仮名を届け出ることで記載されます。制度開始時に既に戸籍に記載されている方については、届出をすることで記載されます。



## Q3 届出を忘れてしまったら どうしよう?

A3

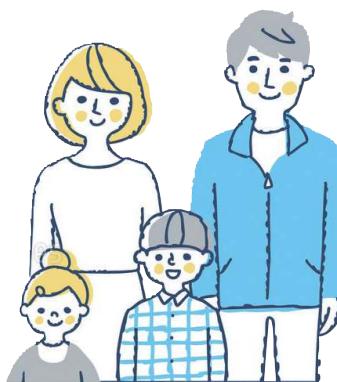
制度開始後に遅滞なく本籍地の市区町村長から皆さんに郵送で、戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名が通知されることになっていますので、ご安心ください。



## Q4 届出をしなかったら どうなるの?

A4

制度開始から1年の間に振り仮名の届出がなかった場合、本籍地の市区町村長によって、A3に記載した通知に記載されている「戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名」が戸籍に記載されることになります。



## Q5 制度開始に当たって、 気を付けることは?

A5

既に他の行政手続等(旅券等)において使用している氏名の振り仮名を確認しておきましょう。戸籍上の氏名の振り仮名と食い違うことがあると、不都合が生じる可能性があります。



## Q6 誰が届出をすることが できるの?

A6

名については各人が届け出ることができます  
が、氏については原則として戸籍の筆頭者が届出をすることができますので、配偶者などの在籍者と十分にご相談の上、届出をお願いいたします。



## Q7 記載できない 振り仮名はあるの?

A7

氏名の振り仮名については、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」との規律が設けられました。

例えば、①漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方(例:高をヒクシ)②読み違い、書き違いかどうか判然としない読み方(例:太郎をジロウ、サブロウ)、③漢字の意味や読み方との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方(例:太郎をジョージ、マイケル)など、社会を混乱させるものは認められないものと考えられます。

